

## 学校給食費の支払いに係る制度の全般について

### 【8 学校給食費滞納への対応について】

Q8-1 学校給食費を滞納している家庭には、どのような取組みをしていますか？

A8-1 納期限までにお支払いが確認できない場合は、督促状や催告書をお送りし、自主的に納付していただくようお願いしています。自主的な納付が難しい場合は、児童手当から徴収させていただくことがあります。

東広島市では、学校給食申込書に、滞納時の児童手当からの徴収についての「同意書」を記載しており、学校給食の申込みとあわせて記入していただくこととしています。

Q8-2 児童手当からの徴収とは、どのようなことですか？

A8-2 学校給食費の滞納がある場合、保護者の同意に基づき、滞納している学校給食費分の金額を児童手当から徴収することです。

Q8-3 それでも学校給食費を滞納している場合は、どのようになりますか？

A8-3 学校給食費を滞納し、督促状や催告書の送達を受けてもなお、納付されない場合や、児童手当からの徴収にも同意がいただけない場合は、裁判所における法的手続きを検討します。この場合において、東広島市の請求が認められたときは、財産の差押等を行う場合があります。